

令和7年第1回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年2月28日（金）
2. 場 所 白井市役所 本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
 - （1）議案第3号 白井市都市計画事業基金条例の制定について
 - （2）議案第4号 白井市犯罪被害者等支援条例の制定について
 - （3）議案第15号 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第17号 損害賠償の額の決定について
 - （5）議案第18号 白井市道路線の認定について
 - （6）議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
 - （7）閉会中の継続調査について
4. 出席委員 長谷川 則 夫 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
小田川 敦 子 委 員・平 田 新 子 委 員
久保田 江 美 委 員・武 藤 美砂子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠 井 喜久雄
市民環境経済部長 今 井 美由紀
都市建設部長 伊 藤 正 道
市民活動支援課長 鈴 木 智 子
市 民 課 長 山 口 光 敏
環 境 課 長 鈴 木 陽 介
産業振興課長 元 田 和 寿
都市計画課長 鈴 木 隆 宗
道 路 課 長 小 島 健太郎
上下水道課長 武 藤 雅 典
農業委員会事務局長 今 井 修 一
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松 岡 正 純

主 查 補	會 卓 也
主 任 主 事	篠 田 順 子

委 員 長 の 挨拶

○松岡正純議会事務局長 会議に先立ち、長谷川委員長より御挨拶をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 皆さん、おはようございます。本日は都市経済常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ここのところはだいぶ暖かくなったようで、新聞によりますと、水戸では梅が開花したというのが出ていました。例年よりは二十日ほど遅いというので、ちょっとびっくりはしましたが、温暖化の割にはちょっと梅のほうはのんびりなのかなと思っています。

本日は議案がたくさんございますので、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第3号から議案第4号、議案第15号、議案第17号から議案第18号及び議案第20号のうち、都市経済常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○松岡正純議会事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては長谷川委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○長谷川則夫委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識へ配慮の上、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、委員、執行部の皆様に申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、私の指名に基づいて行ってください。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第3号 白井市都市計画事業基金条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第1、議案第3号 白井市都市計画事業基金条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。都市計画税、収入とその使途、平成27年決算から令和6年決算見込みまでの資料につきましては、タブレットのほうに配付しておりますので、御覧ください。

なお、この資料に対する質疑は御遠慮ください。

まずは質疑ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 おはようございます。よろしくお願いします。

資料についての質問ではないのですが、資料を見ますと、都市計画税というのは、そもそもは市街化調整区域と市街化区域とある中で、市街化区域の人にしかかけられていない、全市民にかけられているわけではないという税金であるという事で、以前質問したことがあります。「俺たちの支払った都市計画税は何のために使われているんだ」という市民からのお問合せをいただいたことがあります。そのときに、今日は資料がついておりますけど、かなりの割合で50%以上のものが償還金に充てられているという事実があり、その辺で市民に見えにくい財源となっている気がしておりました。

そもそも都市計画税というのは、道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、それから、公園緑地、広場、お墓、また、水道、電気、ガス、下水道、ごみ処理場などということで、用途が定められていて、一部償還金にしてもいいということで、過去のことは触れる気はないんですけど、物すごく償還金に充てられていた時代から、今度償還金がなくなって、プラスのお金が残る状態になったものが基金になるということで、その辺の経緯を確認したいと思います。よろしくお願いします。

○長谷川則夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○長谷川則夫委員長 再開します。

鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 基金条例制定に至る経緯について御説明させていただきます。

市のほうでは地方税法第702条第1項の規定に基づいて都市計画税を課しております。都市計画税につきましては、先ほど委員おっしゃられたとおり、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、また

は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるとされております。

市ではこれまで全て当該年度の事業、千葉ニュータウン事業に係る償還や、他の都市計画事業に充当していたところなのですが、千葉ニュータウン事業に係る償還が終了すること、それから、今後の対象事業に係る費用の変動などが見込まれることによりまして、年度によっては都市計画税に残額が生じることが考えられるということがありまして、今回基金を設置して適切に管理することにより、翌年度以降の都市計画事業にも財源とすることを可能とするために今回設置に至ったというところでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 大きくひっくるめて千葉ニュータウン事業であったんだろうと思いますけれども、市民の方に聞かれると、何と説明していいのか分からないところがあるので、大まかな内容、3つでも5つでも、千葉ニュータウン事業というものの内訳、項目をお知らせいただけますか。例えば、道路に使ったのか、駐車場に使ったのか、そういうことです。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 すいません、ちょっと私が把握している中では、小中学校、桜台小中学校とか。学校関係、そういったものに充てられていたというふうには伺っています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 ありがとうございます。

自分の住んでいる、目の前のことで何かができなくても、市全体の中ではやっぱり都市を計画するということに使われてきたということを認識いたしました。

今は残高がプラスになっていますけど、ほとんどゼロになっている、あるいはマイナスになっているという年も今まで経験してきているわけです。今後この基金としてプラスで毎年残るとは限りませんよね。また、別の償還に充てられるという可能性も、例えば、文化センターなど、これから大きな事業が出てくるときには、常にこの都市計画税がプラスで残るとは限らない場合はやっぱり償還にも充てられていくのか、そのときに基金というものがなくなるのか、維持されるのか、その辺も含めてお願いします。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 基金につきましては、最初に御説明させていただいたとおり、今年度の都市計画税を事業に充てた結果、残額が発生した場合には基金に積み立てるという流れになります。

逆に、対象事業費のほうが多くて都市計画税が不足する場合には、基金から繰り入れて事業を実施するというふうに考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 最後に確認です。

基金の発行はなくなる、その中の出し入れがある可能性はあるけれども、基金自体はこのままずっと継続して維持されるということですね。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 今経緯を伺ったところなんですが、そうしますと、この条例を制定する必要性とか、それから、何か課題があったから、基金を制定するという事ではないということですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 課題というか、今後、残額が見込まれるということで、都市計画事業については今後も続くんですけども、その年度ごとの事業費も変動してくるという中で出し入れが必要になってくるというところもありまして、今回基金を設置するに至ったというところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 そうしますと、都市計画事業に要する費用に充てるためということなんですけれども、具体的に何かこの事業に充てるという、もう少し具体的な部分ということについて教えていただけますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 今時点で想定できるものとしましては、今も継続しているんですが、下水道事業、それから、印西クリーンセンターの次期中間処理施設などが考えられます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 すいません、最後に。

基金の規模として、目標額とか、初期価格の設定はどのように想定されているかということと、あと、財源なんですけれども、一般財源からの拠出のほかに補助金とか、寄附とかを募るようなことは考えていらっしゃいますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 まず、目標額については特に定めてはおりません。基本的には都市計画税の残額を基金に積み立てるということで、他の費用をかけるというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 一般財源からの拠出ということですか、財源につきましては。のみという。

○鈴木隆宗都市計画課長 都市計画事業に充てるということです。

○広沢修司副委員長 基金に入れる、その財源は。

○長谷川則夫委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 基金に入れる財源は、寄附とか、そういうものを募るとかということではなく、もう一般財源から当初予算に入れてその予算をつくっていくような感じですか、一般財源から。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 基本的には都市計画税のみになっていますので、当初予算では枠を計上させてもらっています。

○広沢修司副委員長 分かりました。都市計画税の残りの部分を充てていくということですね。

○鈴木隆宗都市計画課長 はい。

○広沢修司副委員長 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○広沢修司副委員長 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 質問が重複してしまったら、すみません。ちょっと整理する意味でもう一度質問、質疑させてください。

まず、条例の第1条なんですけど、このところには都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に見立てるためとあります。そもそも今まで都市計画税に関しては、下水道事業とか、公園事業とか、地方債の償還に見立てていたと。先ほど広沢委員の質疑からだ、この基金から下水道事業とか、印クリの新しい施設への償還とか、そちらのほうにも見立てる見込みがあるという御説明があったかと思います。

それを踏まえて、ここの1条に定めている都市計画事業の対象をもう一度確認します。本当にこの2つなのか。それともまだ、ほかにもいろいろ都市計画事業で整備の必要なものもありますので、そういうものは視野に入れていないのか、そこを再度確認させてください。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 お答えします。

今のところ考えられるのは、下水道整備、それと印西クリーンセンターの次期施設。そのほかにも、都市計画法の事業認可を得て事業を進める場合にはこの都市計画事業になりますので、基金の対象に

なります。

考えられるとすれば、公園等を事業認可を受けて整備する場合は都市計画税の充当の対象になるというふうに考えておりますので、今後発生すればそれも対象になるというふうに考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうなると、今度、第5条の処分のところなんですけど、そういった目的を定めて財源に見立てる場合は、全部または一部を処分することができると思いますが、この処分の決定過程というのはどんな流れになりますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 処分に関してですが、基金の処分につきましては、取り崩す金額を議会で議決いただいて、それを繰り入れるというような形になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうですね、法的にはそういうことになると思うんですけど、これに対して基金を使おうと決めるのは担当課になるんですか、それとも財政課になるんですか。この基金の、その意味での、これに対してこの基金を使うということを決めるところ。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 基本的には都市計画税で不足する分については基金を充当する形になります。活用については、担当課と財政課のほうで協議の上で判断していくということになります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。協議して決めるということで、はい、分かりました。

次に、条例の第3条の管理なんですが、基金に入れた、基金に属する現金はどのように管理していくのかという点をお示してください。ぶっちゃけていうと、定期に入れますとか、投資しますとか、何かそのところですね。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 普通預金口座のほうに預けるという形になります。

○小田川敦子委員 普通預金。

○鈴木隆宗都市計画課長 はい。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

普通預金だと運用益なんかは全く発生、そんなに発生しないのかなと思うんですけど、普通預金に入れる理由というのは何かあるんですか。何か庁内に規則等で定めがあって、金額的に普通預金ということになるんですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 運用につきましては、会計課のほうで基準を定めて、それに基づいて行っているという形になります。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

最後に、これは確認なんですけど、第6条に繰替運用というのがあります。過去、白井市においてこういった基金の繰替えの運用というのは行われた例はありますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 直近では平成26年度末に行っていると聞いております。

以上です。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 すいません。

さっき平田委員からの質疑の際に経緯を伺ったんですけども、その説明の中で都市計画事業基金が、条例では都市計画事業に要する費用に充てるためということだけ書いてあるんですけども、御説明の中では土地の区画整備なんかについてもお話があったと思うんですけども、それはそれで正しいというか、ここには書いてないけど、そういうことも考えていらっしゃるんですか、この基金は。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 今回条例上は都市計画事業に要する費用に充てるためとさせていただいておりまして、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業について今のところは予定がないもので、今回条例上には充てていないという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○広沢修司副委員長 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方は。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

白井市では、ニュータウンができていろいろな事業にお金がかかってきています。今後それをリニューアルするに対してもいろんな事業で大きくお金がかかっていくわけですが、都市計画税を納めている市街化区域の市民の皆様に分かりやすい形で残高を基金としてくださるのはとてもいいことだと思って、賛成いたします。

その上で、以前、決算のときか何かに何に使ったか分かるようにしてくださいということは申し上げましたので、それも今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論はございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、討論なしと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 賛成全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 白井市犯罪被害者等支援条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第2、議案第4号 白井市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 では、お聞きいたします。

この条例の制定に当たって、つくるきっかけのようなものをちょっとお伺いしたいなと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

一つのきっかけということではないんですが、ちょっと経緯を申し上げますと、一つには、国や県の動向としまして、この四、五年ほどの間で市町村で犯罪被害者支援を行うということに関する要請が高まっているという状況がありました。令和3年3月に国が第4次犯罪被害者等基本計画を策定い

たしましたけれども、その中で地方公共団体における犯罪被害者等支援の特化条例を制定することであつたり、中長期的な支援を行うことが求められたということがあります。

また、千葉県では令和3年4月に犯罪被害者等支援条例が施行されておりますけれども、その中で市町村が果たす役割の重要性を踏まえて、市町村に対して情報提供や助言その他の必要な支援を行うということが県でも規定がされておまして、実際、県や警察等から市町村単位で特化条例を制定するように、また、施策を推進するようという情報提供や個別の働きかけというのもあった状況があります。

あとは、令和6年4月に国の有識者会議の提言が取りまとめられたんですが、この中でも地方公共団体での特化条例の制定、また、市の実情に応じて支援メニューを設置するようということが求められたということがあります。

そのような形で、社会の機運が高まっているということに加えて、実際に犯罪被害者やその御遺族の実情、全国的な状況ですけれども、そういった状況を見ますと、やはり関係機関が連携して必要な支援を行っていく必要があると市のほうでも捉えたということがあります。

そういった様々な状況があつてこの施策を進めていく必要性が今高まっているというふうに判断して、条例制定の提案をさせていただいたということになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 実際に窓口に相談に来られたこととかいうのはありますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 市では国の要請があつて総合的対応窓口というものを設けておりまして、これは白井市に限らず全国の市町村に置かれているのですが、それに関してあまり十分な周知ができていなかったということもあつて、これまでは相談というのはほぼなかったという状況があります。今年度に関しては警察等との連携で相談が寄せられたケースはありますがけれども、それ以前というのは事例がほぼないという状況でした。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○久保田江美委員 以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 お伺いいたします。

まず、単純なところで、第4条以下、「関係機関などと」というのがよく出てくるんです、文言として。これで指す関係機関とはどこのことを言うんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えします。

条例の中で、第2条の定義のところに関係機関等の定めがありまして、国、警察、県、その他関係機関、また、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体という、その他犯罪被害者等の支援に関係するものとしております。民間支援団体については、具体的には千葉犯罪被害者支援センターというものがありまして、犯罪被害者等の支援を行っておりますけれども、そういった団体等と密に連携を図っていくということを予定しています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 では、その4条の第2項、今度は支援に係る体制の整備というのは、どういう体制を整備していくことを指しているのか、具体的にお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

一つには、第7条に規定がありますけれども、相談の体制を整えていく、先ほど申し上げたとおり、総合的対応窓口というのは設置されているんですが、十分に機能できていなかったという状況もありますので、相談支援体制の充実を図っていくということを考えております。

あとは、この条例に様々な支援メニューを整えておりますけれども、そういったところを適切に支給していくための相談体制、支援体制を整えていくということを予定しています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 一応関係機関と体制が分かったところで、改めて第2条の(4)の下の方、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、その他とありますけれども、経済的な損失については、幾ら盗まれたんだとか、車が幾らの修理費だったのか、これだけの賠償責任が生じていると数値的に出るものです。しかし、精神的とか、プライバシーとか、数値で表せないものがあると思うのですけれども、そういったのはどういった基準で判断するのか。例えば、そういう基準が国にあるとか、独自でつくらなくては行けないとか、そういう意味でお尋ねいたします。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

基準というのは難しいんですが、第7条の相談支援の窓口においては、そこを線引きするということではなくて、実際、御本人が犯罪被害を受けて、精神的な苦痛を受けたり、プライバシーの侵害を受けたというようなことがありましたら、それについては広く御本人の申告に基づいて対応していくという必要があると考えております。ただ、見舞金であったり、支援金であったりというような金銭給付をしていくに当たっては、ある程度、例えば、医師の診断書であったりとか、そういったところを求めながら客観的な状況を確認した上で、対象になれば金銭給付を行うという形になると考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 最後にもう一つ伺います。

警察が握っている情報でも、守秘義務があるから、出せませんなど、いろいろ関係の体制の中で情報が共有されるのかされないのかも分かりませんし、また、御本人がずっとつらいんだ、つらいんだと言われれば、それが解決に至るという判断は難しいと思うのですが、その辺はどういうふうに図られるかを伺います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 警察は確かに守秘義務はございますけれども、一方で、市町村で犯罪被害者支援に関する支援制度を持っているということも把握をしております。実際のところは、最初に接触されるのは警察であるわけですが、警察のほうから、今後、制度ができれば、白井市にはこういう制度がありますよということを伝達していただいて、被害者の方から市のほうに御連絡をしていただくという形もありますし、あとは警察のほうで被害者の方に同意を取っていただいた上でこちらで連絡先をお伺いして、市のほうから被害者の方にアプローチするという形を今想定しているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 答弁漏れというか、御本人がいつまでも苦痛が続いているとおっしゃったら、いつまでもその相談を受け続けるのか、どこでピリオドを打つかといった判断はどこの誰がするのかな、一つの解決というのは、どういうことを解決と考えているのか伺います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 申し訳ありませんでした。

一般的な相談の支援においても難しい問題だとは思いますが、市にそういった窓口を設けて、庁内の相談支援の関係課とも連携を図りながら支援をしていきますけれども、心の問題が継続していれば、その部署とも連携しながら、こういった形で継続的な支援をしていくかというのを検討していくことになると思います。今回の犯罪被害者等の窓口においても、職員が、そういった犯罪被害者支援に特化した対応研修というのもございますので、そういった研修においてほかの事例などもお伺いしながら、御本人が、目的としては平穏な生活が自分に戻ってきたと感じられるところまでの支援ということになりますので、そういったところにお互いに持っていけたというところで、合意を得ながら相談終結というふうになると思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○平田新子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 まず、条文の第4条のところ、先ほど平田委員の質問の中で、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備についての質問に対して、第7条にも記載があるけれど、相談支援体制を整えていくということの答えがありました。

私が気になっているのは、実際に相談支援体制というものは庁内にどのように設けるのか、そこを確認したいと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

一つには、先ほど申し上げた総合的対応窓口というのが市民活動支援課に設置をされておりまして、それは引き続き継続をして相談支援に当たっていくということになります。

あともう一つは、今まで庁内連携が十分とは言えない状況があったと申し上げたんですが、国のほうでは犯罪被害者等支援に効果的な相談支援対応ということで、ワンストップサービスというものの実施を求めています。このワンストップサービスというのは、全ての手続を一つの窓口で受けるという、例えば、市民活動支援課だけで受けるということではなくて、市に相談の代表的な窓口は設置するものの、どの部署に相談があっても、関係課は本人の同意をいただいた上でしっかりと連携して情報共有をして、必要な支援を途切れなく、漏れなく提供するということをワンストップサービスというふうに説明をしています。

今後、白井市の実情に合ったワンストップサービスという形で庁内の連携を図っていくということで、来年度から庁内の関係課や、外部の関係機関とも協議を行って、そういった相談支援体制をつくっていきたいと考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。総合相談窓口がまず市民活動支援課にあるということが確認できて、それ以外でも庁内連携を進めていくということで分かりました。

ここで庁内連携について確認なんですけど、ちょっと違うかもしれないけど、暴力対策ネットワークが庁内にあるかと思うんですが、これと今回の犯罪被害者支援の庁内連携というのは全く別なものになりますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

暴力対策ネットワークは、家庭等における暴力対策ということで、家庭内の様々な虐待であったり、配偶者間暴力であったりというところを扱っているんで、一部対象が重複したりとか、参加している関係課、関係機関が重複するということは考えられますが、犯罪被害というのは家庭内だけではなく

て、もちろん様々な犯罪がございますので、完全に一致するということはないものと捉えています。一部重複するという形になると思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

あと、条例全体についてお聞きしたいんですけど、今回白井市で初めて制定するに当たって、白井市独自の視点で盛り込んだもの、実行していくものについてお示しいただきたいと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

白井市独自というのが、全国どこにもなくてということではないんですが、県内のほかの支援の仕組みと比較してみますと、一つには、住居復旧等の費用の助成、第11条の居住の安定に関するところになりますけれども、県内のほかの市町村は転居の費用というのを設けているケースが多いですが、白井市の場合は持家率が高くて長年住んでいらっしゃる方が多いということもありますので、転居を促進するというよりは、犯罪被害に遭っても住み慣れた御自宅やこの地域で安心して生活していただけるような支援をしたいということで、居住の安定に関しては住居復旧等費用を設けています。

あとは、12条、13条の再提訴の費用の助成や、財産開示手続等の助成につきましても、県内では事例がない、全国で見ればありますけれども、そういった制度になりまして、こちらに関しては、賠償請求に当たって時間がかかったり、いろいろ手間がかかるけれども、賠償がなされないという被害者が置かれている現状があるので、その損害賠償に関する支援を規定して、本来であれば犯罪被害というのは加害者が責任を負うべきことですので、そういった加害者の責任を明確にして、また、被害者の方も途切れなく支援を受けられているという状況をつくっていきたいということで、この制度を設けさせていただいたということになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 県内独自の経済的な支援があるということで、非常に頼もしいなと思いました。

もう一つ、一番力を入れるのが相談支援体制ということですけど、被害者当事者の家族の方のお話を伺ったときには、周りの理解も進めてほしいという御意見をお聞きしました。どう声をかけていか分からないというのが、私がもしそばにいる立場だったら、そんなふうに思ってしまったたり、被害当事者の方においても、こうしてほしくないとか、ここは分かってほしいとか、やっぱり周知、理解の促進、非常に重要なことだと思います。そして、これは行政が主導的に進めていかなきゃいけないところだと思います。この点においても条例の中に盛り込んでいますが、白井市としてはこれは今後どのように取り組んでいくお考えですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

第14条において市民や事業者への理解を促進するという規定を設けておりますけれども、一つには、条例の制定を踏まえて様々な媒体で周知をするということがありますし、来年度の予算で講師謝礼金を計上させていただきましたけれども、そういった市民全体に向けて犯罪被害者の方が置かれている状況を理解していただいて、どう対応するべきかというような、啓発につながる講演会を来年度開催したいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 講演会の開催、非常にいいと思います。これが条例制定したというイベント的に講演会をやるということではなくて、継続的に続けていくことも大事だと思っておりますが、担当課としては今後周知啓発は継続的にそのように取り組んでいくお考えですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 来年度このテーマで実施するのは初めてになりますので、どういった内容が効果的であるかというのを評価しながら次年度以降の実施方法を検討していきたいと思いますが、基本的にはこの第14条に定めのあるとおり、理解の促進に努めていく必要がありますので、継続するという形になると考えております。

以上です。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい、以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第15号 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第3、議案第15号 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 全体的に資格を問われる場合に、緩和されている、年数が短くなっている、そういった背景は人材不足かなと思うのですけれども、改めて背景についてお伺いいたします。

○長谷川則夫委員長 武藤上下水道課長。

○武藤雅典上下水道課長 お答えいたします。

今回条例改正する要因となりました水道法の施行令、施行規則の改正の要点としましては、水道行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直しが行われたことによるものとなっております。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

（４）議案第17号 損害賠償の額の決定について

○長谷川則夫委員長 日程第４、議案第17号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 質疑に関しては、資料の中にある損害賠償の額の内容について確認したいと思います。

損害賠償の額は220万9,900円ということですが、これは何を基にこの金額になっているのか、根拠について確認したいと思います。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 お答えいたします。

今回の残債につきましては、現在システムについては長期契約をしている関係で、令和７年11月にクラウド環境に移行することから、それ以降に、この契約は令和４年２月から令和９年１月31日まで契約していることから、７年12月以降が、残債が出る関係で、その残債、一月当たり14万3,500円になりますが、この14か月分が残債分として違約金の支払いが発生するものとなるものです。

以上でございます。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

この損害賠償についてなんですが、これは財源については、どこからか手当はありますか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 財源については、所管が変わるんですけれども、雑入のほうでデジタル基盤改革支援補助金ということで全額補助金の対象となっております。

以上です。

○小田川敦子委員 以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第18号 白井市道路線の認定について

○長谷川則夫委員長 日程第5、議案第18号 白井市道路線の認定についてを議題とします。

議案の内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。ありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は11時ちょうど。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○長谷川則夫委員長 会議を再開します。

(6) 議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算(第11号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○長谷川則夫委員長 日程第6、議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算(第11号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いします。

最初に、歳出ですけれども、19ページをお開きください。この2款1項1目防犯対策事業のみ対象となります。質疑ございますか。

武藤委員。

○武藤美砂子委員 2款1項1目、事業番号19、防犯対策事業、ここで60万の減額で、この防犯対策事業はほぼ1か月ぐらいの事業なんですけれども、新たに長期で通信運搬費として5万4,000円とあります。この件について伺います。

○長谷川則夫委員長 鈴木市民活動支援課長。

○鈴木智子市民活動支援課長 お答えいたします。

こちらの通信運搬費については、両方とも防犯カメラの画像データの通信費用という形になりますけれども、令和6年度の当初予算の段階では長期継続契約ではない通信運搬費ということで、設置したカメラ12台に関する通信運搬費60万円を計上しました。実際のところは、通信運搬費に関する契約手続に入りましたところ、費用を抑えるためには5年での契約が望ましいという判断になりましたので、この通信運搬費から長期継続契約の通信運搬費に切り替えることといたしました。そのため、通信運搬費の全額を削除しまして、長期継続契約については今年度必要な部分について計上したという経緯になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○武藤美砂子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。この項目よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次のページ、20ページをお開きください。地域振興費の中の公民センター運営に要する経費、このみ対象になります。20ページ中段ぐらいですね。ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 では、次のページ、21ページ、総務費の中の戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務に要する経費、このみ対象になります。ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 続いて、29ページまで飛んでください。29ページの中段、環境衛生費合併浄化槽等設置促進事業等公害対策費、公害防止対策に要する経費、この2つを対象とします。ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 事業番号2の公害防止対策に要する経費について伺います。

自動車騒音常時監視業務委託料についてなんですが、この減額理由を伺います。

○長谷川則夫委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 自動車騒音常時監視業務委託料の減額の理由については、入札による執行残となります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 執行残で分かりました。

あと、令和6年度において、この監視業務の時期と結果について確認したいと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 監視時期、測定時期になるんですけど、9月に実施しております。

測定結果については、まだ速報値の段階なんですが、自動車騒音の要請限度という基準があるんですが、その数値を下回っているということは確認しております。

以上です。

○小田川敦子委員 分かりました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次の、同じ29ページの下、下段になりますけど、環境衛生費のところ、1項4目、このみになりますけれども、よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次行きます。公害対策費、大丈夫でしょうかね。言いましたね、ごめんなさい、

言いましたね。

次、清掃費のところが29ページから30ページ、印西地区環境整備事業組合の負担金、特別負担金のところですけども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次行きます。5款農林水産業費、これについては30ページの中段から32ページまでずっと農業振興がありますので、32ページの畜産費のところまで、これを範囲とします。

小田川委員。

○小田川敦子委員 30ページの農業委員会に要する経費の中からお聞きます。

この会計年度任用職員の減額理由は何でしょうか。

○長谷川則夫委員長 今井農業委員会事務局長。

○今井修一農業委員会事務局長 予算で会計年度任用職員人件費につきまして計上していましたが、再任用職員の配置があり会計年度職員の雇用がなくなったため、今回減額することといたしました。

以上です。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか、農林水産業費。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次のページ、商工費、32ページ、中小企業活性化支援事業、ここのみを対象とします。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 では、次、土木費、その下、道路新設改良工事、工業団地アクセス道路、市道改良工事、水路等維持改修事業、ここまでを範囲とします。土木費の上まで。

武藤委員。

○武藤美砂子委員 7款3項1目、事業番号2、水路等維持改修事業のところで、雨水（水路）施設維持管理負担金についてお伺いいたします。

御説明では柏市との間の境の雑草除去の負担金として100万6,000円とありましたが、柏市と白井市の負担の割合についてお伺いしたいと思います。

○長谷川則夫委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

柏市との行政界を流れる金山落排水路につきましては、協定により柏市が除草作業を行いまして、除草にかかった費用を協定で定めた負担割合により白井市も負担することとなっております。

負担割合につきましては、白井市と柏市の流域面積の割合から、白井市が50.88%、柏市が49.12%というふうに定められております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 32ページになります、7款2項2目、2)市道新設改良事業について伺います。

○長谷川則夫委員長 入っています、大丈夫です。

○小田川敦子委員 この物件調査委託料なんですが、この委託の目的と、それから、減額の理由について伺います。

○長谷川則夫委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

物件調査委託の目的としましては、道路拡幅歩道整備を予定しております市道00-001号線につきまして、支障となる物件の補償をするために物件補償費の鑑定業務を行ったものとなります。

減額の理由としましては、委託料に不用額が生じたことから、今回減額するものとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 不用額が生じたということは、年度当初に予定をしていた物件の補償費を支払ってもなお余ったという理解でよろしいんですか。

○長谷川則夫委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

物件の補償をするための補償費を算定するため、物件の鑑定業務を今回行ったものとなりまして、その業務委託料に不用額が生じたというところになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次、7款土木費、これについては33ページの中段から33ページ下段まで、ここまで、公園緑地費までです。ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 それでは、土木費の中の5)千葉ニュータウン事業に係る白井市市道等整備基金管理に要する経費ということで伺います。これは不用額の積み直しということではあったのですけれども、実際の1年間の計画が全て遂行された不用額なのか、遂行に至らない道路がどこかあったのかということを確認させていただきます。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 お答えします。

こちらの計画につきましては、まず、令和5年度に北環状線周辺の市道整備の関係で一般会計に繰り入れて事業を実施しております。その事業が6年度まで繰り越しまして、6年度中に事業が完了しまして、その結果、事業費が確定しまして残額が発生したと、その金額を基金に積み戻すという金額になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 北環状線の周辺の繰越しということ以外にはもともと計画がなかったもので、そのまま残っているという判断でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 こちらの基金につきましては、事業実施に合わせてその都度切り崩す形になっておりますので、今回対象としていた事業が終わったので、残額を積み戻すという形になります。

以上です。

○平田新子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 すいません、これ確認になるんですけど、その下の17) 都市計画事業基金管理に要する経費で、1億4,500万積み立てるということなんですけど、これに該当する歳入はどのところになりますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 お答えします。

こちらが、先ほど条例の話をさせてもらったんですが、今年度の都市計画税に対して今年度実施する都市計画事業の差額分を積み立てるという形になりますので、都市計画税と言ったらいいいんでしょうかね。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、今回の補正予算に、これに該当する歳入、対応する部分はないということですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 もともと当初予算で計上されていた内容から、この事業を実施した結果、残額が発生したので、そちらを積み立てるという形になります。

○長谷川則夫委員長 当初予算に入っているので、今回の補正には入っていないということ。

○小田川敦子委員 でも、歳入と歳出でプラマイゼロだから。

○長谷川則夫委員長 というか、最初の都市計画税という収入の中で当初予算に計上されている、その残りを積み立てるといようなお話ですから、この補正には入っていないと。

○小田川敦子委員 そうということなら、分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、歳入については終わりますので、継続、ごめんなさい、歳出のほうに行きたいと思います。

まず、19ページまで戻ってください。19ページ。歳出です……。ごめんなさい、歳入は15ページまで戻ってください。ごめんなさい、失礼しました。15ページ、このところで、国庫支出金の中で関連するのは、個人番号等関連委任事務補助金及びその下の衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、この2つになります、国庫支出金の項目についてはですね。質疑ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次のページ、16ページを開いてください。このページでは、県支出金の中で総務費県補助金、防犯カメラ等設置補助金、それから、衛生費県補助金、生活排水対策浄化槽推進事業補助金、4目の農地利用最適化交付金、補助金、このところ全てが対象になりますね。というところで何かございますか。ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 16ページの16款2項4目農林水産業費補助金の中から、これ、下から2つ目の飼料用米等拡大支援事業補助金、減額3万6,000円ということですが、ほぼ当初予算の額を補助金で出しているということになりますが、この補助事業に対する6年度の実績を伺いたいと思います。

○長谷川則夫委員長 元田産業振興課長。

○元田和寿産業振興課長 こちらについては、実施した農家がいなかったもので、歳出を減額するとともに、歳入も合わせて減額するものであります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。そうすると、私、3万6,000円が当初予算で、それを全部取り下げたということですね。分かりました。勘違いしていました。

続けて。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 今度その下になります。気象災害に強い果樹産地支援事業補助金についてです。

これは火傷病被害に関して、ここの補助金使っていいよというふうに6年度になっていたかと思うんですが、それでも残額が結構、1,000万台あるということであって驚いています。この6年度の補助実績について伺います。

○長谷川則夫委員長 元田産業振興課長。

○元田和寿産業振興課長 こちらの気象災害に強い果樹産地については多目的防災網が対象になっておりまして、こちらについても同様に歳出を減額しているのですけれども、歳出について、もともと20件の農家が実施する予定だったのが15件となったことから、こちらについて歳入・歳出ともに減額しているものになります。

火傷病については「輝け！ちばの園芸」になっておりまして、先ほどの、こちらの節の一番上のものになっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。

そうしたら、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の6年度の実績を改めてお聞きします。

○長谷川則夫委員長 元田産業振興課長。

○元田和寿産業振興課長 この「輝け！ちばの園芸」次世代整備支援事業補助金につきましては、歳出のほうからお話をしますと、歳出は県の事業に上乗せして支出しているものになっております。今回歳出を減額するとともに、県から収入する分についても合わせて歳入として減額するものになっていきます。

実績としましては、令和6年度中については、まだ補助事業の最中とはなりますけれども、1件がスピードスプレーヤー、火傷病の対策のものが3件と現状なっているところです。

以上です。

○小田川敦子委員 分かりました。ありがとうございました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、このページの一番下、財産収入、財産売却収入、土地売却収入、これが対象になりますので、これについて質疑ございますか。ありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次、諸収入のところを見てください。雑入。これは2項目ございます。会計年度任用職員等雇用保険負担金、印西都市計画区域マスタープラン見直し業務委託印西市負担金、この

2つになります。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 では、これで歳入を終わります。

次に、7ページに戻ってください。7ページの中で5款1項農業振興地域整備計画策定事業及び7款2項市道新設改良事業（市道00－136号線）、この2つが対象になります。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次、繰越明許、8ページを開いてください。このうち、7款2項工業団地アクセス道路整備事業、市道00－135号線拡幅に伴う用地買収及び補償費及び7款4項都市計画総務事務に要する経費、印西都市計画マスタープラン見直し業務委託料、この2つが対象になります。下の2段ですね、2つ。

小田川委員。

○小田川敦子委員 工業団地アクセス道路整備事業について伺います。

説明では、梨棚の工事について施工業者と調整がつかなかったという御説明でした。年度をまたいで4月以降、いつ工事が行われるかというめどは立っていますか。

○長谷川則夫委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

補償物件の移設時期につきましては6月頃に移設が完了する見込みとなっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

今度はその下の都市計画総務事務に要する経費の部分で、印西都市計画区域マスタープラン等の見直し業務が年度内の完了が困難であるということが繰越明許の理由でした。この年度内の完了が困難だったというのはどういったことなのか、もう少し具体的に伺いたいと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 お答えします。

こちらの業務につきましては、千葉県との調整とか、そういったものの協議がございまして、ちょっと県の作業的な部分、進捗に合わせる都合がございまして、そういった関係で年度内に完了ができない状況が見込まれるので、繰り越すという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。県との調整が完了しなかったということですね。

そうすると、当初予定と比べて、このマスタープランが完成するスケジュールは変更はありますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 恐らく委員言われているのは、もしかしたら市の都市マスタープランのスケジュールということでは。

○小田川敦子委員 都市計画、そうかな。印西都市計画区域マスタープラン等の見直し業務委託。

○長谷川則夫委員長 市ではないんですね、白井市ではない。

鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 こちらのスケジュールにつきましては、県との調整もあるんですけど、来年度中に、最終的には決定については県のほうで行うものになるんですが、来年度中を見込んでいるという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

来年度というのは7年度中ということでもいいですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木隆宗都市計画課長 7年度中ということです。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 全ての項目について質疑が終わりましたので、質疑はございませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○長谷川則夫委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

閉会 午前11時26分